

風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の結果

【概要】

- (1) 意見募集期間：令和2年2月25日（火）～令和2年3月16日（月）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス及び電子メール

【御意見の提出者数】

19 通（意見の件数 94 件）

【提出された意見の概要とそれに対する考え方】

次ページ以降に示すとおり。

同主旨の御意見については、まとめて概要に記載。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>ガイドライン（案）が想定したリプレースの範囲について、既設発電所の管理用道路を活用し、かつ最寄りの居住宅と風車との離隔を離すような計画でも、既設風車から300m以上離れただけで適用対象外となるのは、合理化検討の趣旨にそぐわないのではないかと。範囲は300m以内としつつ、「環境への負荷が低減され、区域に新たに市町村が追加されない場合はこの限りではない」又は「新たに増加する改変面積が5ha未満である場合を除く」と追記すべき。</p>	<p>本ガイドラインの「2. 本ガイドラインで想定したリプレースの範囲」に、本ガイドラインで想定したリプレースの範囲を超える事業であっても、個別の事業特性や地域特性に応じて、本ガイドラインで示した考え方や手法を適用することは可能であるとしています。</p>
2	<p>第1章の「本ガイドラインで想定したリプレースの範囲」について、飛翔性動物への影響を考慮し、風力発電設備の地上からの高さや標高についての基準を入れるべき。</p>	<p>リプレース事業を含め環境影響評価においては、必要な調査等を行った上で、必要な環境保全措置を検討することが重要です。具体的には、鳥類等への影響については、衝突調査によって把握することを基本としていますが、特にリスクが高いと考えられる種及び渡り鳥の集団飛来地については、行動把握のための調査を行い、影響を把握することとしており、それらを踏まえた環境保全措置を検討することが重要であると考えており、本ガイドラインではこれらの調査や検討を行うことについて記載しています。</p>
3	<p>(1) P5 3本ガイドラインの基本的な考え方について、「リプレース前の風力発電所による環境影響が把握されていれば、調査、予測及び評価の手法を簡略化することが可能である。」とあるが、動物・植物・生態系については、事後調査結果に基づくリプレース前の環境影響予測結果の検証や環境影響保全措置の効果検証、評価が適切に行われているとはいいがたく、動物・植物・生態系については、簡略化困難で、リプレース前の事後調査の結果に基づく保全対策措置の評価なしには、簡略化の対象外とすべき。</p>	<p>リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図ることが可能であると考えており、本ガイドラインでは、環境影響評価の項目や手法の選定についての考え方や例を示したものです。また、本ガイドラインにおいては、調査及び予測結果に基づき、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討すること等についても記載しています。</p>
4	<p>リプレース事業に関する環境影響評価の合理化を行う場合には、これまでの運転中の事後評価で、生態系に害を及ぼしているかどうか分かる測定資料をそろえ、専門家意見も集めて、ここで事業継続して問題ないのかを議論し、この結果妥当であると結論付けられたもののみをリプレースの対象とし、調査が不十分な場合はリプレースを認めないとすべき。</p>	
5	<p>事業の存続を中止・縮小するという選択肢が述べられていない。事業の存続や大幅縮小について検討する環境を整えてほしい。</p>	
6	<p>本ガイドラインは、簡略化又は省略するかを主題にしており、設置企業に有利なものにするかという観点が重視されている。自然にいかにか悪影響を与えず、共生していくかの観点を重視することを一番に考えるべき。</p>	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	<p>環境影響評価の項目の選定について、「参考項目に関する環境影響がないかまたは環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである」ことが挙げられている(p.9)が、それはどのような方法で判断するのか。</p> <p>当地では複数のバードストライクがあったが、事業者はそれを把握していない。また、健康被害を訴えている住民が多数いるが公式には認められていない。事業者の報告に依拠することなく、環境影響は存在するという前提で考え、一律的に実施すべき。</p>	
8	<p>現在稼働中の風力発電所の中には環境アセスメントの義務付けがないままに建設が行われた発電所が多数存在している中で、「環境影響評価の合理化」が行われることは許されない。環境影響調査を行っていない発電施設は撤去し、自然を再生する実験も併せて行うことが必要ではないか。</p>	<p>リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図ることが可能であると考えています。</p>
9	<p>リプレースされる設備は、多くは約20年程度経過していると考えられるが、20年も経過するとその環境も大きく変化していると考えられる。リプレースにあたっては、20年以上前の環境アセスメントの調査結果をそのまま転用するのではなく、再度十分な環境影響評価をしないおすべき。</p> <p>また、事業者から、稼働期間中のバードストライクの回避対策、事後調査の実施結果の定時報告、事故の発生時の説明責任と対処法がしっかり示されなければ更新を認めないなどの厳しくすべき。このような場合は新規事業と同様もしくはそれ以上の調査を行うべきであるし、事業存続の資格があるかどうか審査すべき。</p>	<p>リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図ることが可能であると考えています。</p> <p>合理化の検討に当たっては、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが重要であると考えており、20年前の調査内容を転用することは想定していません。また、本ガイドラインにおいては、調査及び予測結果に基づき、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討すること等についても記載しています。</p>
10	<p>リプレースでは、区域及び出力が制約されていることから、配慮書の手続きは不要ではないか。省略できないなら配慮書と方法書の同時に手続きが可能となる運用によりリプレースの合理化が図られると考える。</p>	<p>御意見については参考とさせていただきます。</p>
11	<p>騒音については周辺住民から特に苦情が出ておらず、リプレース後の風車から発生する騒音が増加しない場合であれば、指針値に基づく予測評価は行わず、リプレース前後の寄与値の比較で予測評価を行うべき。</p>	<p>p11に評価方法として、リプレース前後の騒音寄与値変化に着目して評価する方法を記載しており、評価結果については、事業者において個別に検討されるものと考えています。</p>
12	<p>「鳥類以外の生物の生息域への新たな影響は小さいため、鳥類等の飛翔動物のみを対象とする。」とあるが、これには納得できない。騒音や夜間の点灯などが野生動物に影響を与えている可能性は大いにある。クマなどの大型哺乳類等が風車の稼働によってどのような影響を受けているのか調査が行われていない現状は問題である。</p>	<p>リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図ることが可能であると考えています</p> <p>本ガイドラインにおいては、合理化の考え方や具体的な手法の例を示すとともに、調査及び予測結果に基づき、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討すること等についても記載しています。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	センシティブティマップに掲載されている重要種以外も調査対象とすべき。	本ガイドラインでは、鳥類等に関する影響の調査については、p13の《環境影響評価のポイント》に記載したよう、衝突調査を実施することを基本としています。その上で、重要種の衝突が確認された場合には、検討に必要な情報がない場合、必要な現地調査を実施するとしています。
14	<p>生物多様性の観点からは、リプレースにおける環境影響評価は厳しくすることはあっても合理化（軽減）することはあってはならないと考えている。風力発電設備本体は設置区域が変更前の300m以内であれば移動できると想定されているが、動物にとっては激変であり、特に鳥類においては、渡りのコースや採餌地などのセンシティブな環境に変化があった場合、新たな環境を熟知するまでバードストライクが生じる可能性は増大すると思われる。</p> <p>新規事業と同様の調査を行い、その区域が風車の立地としてふさわしいか再評価すべき。</p>	リプレース事業を含め環境影響評価においては、必要な調査等を行った上で、必要な環境保全措置を検討することが重要です。具体的には、鳥類等への影響については、衝突調査によって把握することを基本としていますが、特にリスクが高いと考えられる種及び渡り鳥の集団飛来地については、行動把握のための調査を行い、影響を把握することとしており、それらを踏まえた環境保全措置を検討することが重要であると考えており、本ガイドラインではこれらの調査や検討を行うことについて記載しています。
15	鳥類等の調査について「死骸調査」だけでは正確なデータが得られないと考える。鳥類の生息状況にあわせて長期間にわたって目視確認等を含むバードストライク調査を実施し、その調査結果に基づくリプレースの可否の評価のステップをガイドライン（案）の中に提示することが必要と考える。	死骸調査では持ち去り等も考えられるため、残存率を推定する調査をあわせて行うことが望ましいとすることや、状況に応じてビデオ観測、3D観測等を合わせて行うことを記載しているほか、重要種の衝突が確認された場合には、必要な調査を実施し、環境保全措置を検討する等の内容を記載しています。
16	イヌワシのバードストライクが発生しており、バードストライクの原因の検証がしっかり説明されない場合には更新を認めないなどの厳しい措置が必要である。	本ガイドラインにおいて、イヌワシの生息がある場合には、生息状況調査を行うものとしており、これを含め必要な調査が行われた上で、環境保全措置が検討されるものと考えています。
17	今回のガイドライン（案）によれば、既存の風力発電施設がリプレースを申請する際に稼働期間中のバードストライク等の事故の有無やその具体的内容の報告、およびリプレース後に同様の事故の再発を防止するためにどのように適切な対策を講じるかなどについての検討結果を示すことが必要とされていない。同様のバードストライク事故の再発を防止するために、リプレース申請のあった風力発電施設について過去のバードストライク事故データとその対策に関する報告の添付を義務づける必要がある。	本ガイドラインでは、鳥類等に関する影響の調査については、p13の《環境影響評価のポイント》に記載したよう、衝突調査を実施することを基本としており、その結果は、環境影響評価の図書に含まれることになると考えています。
18	3枚ブレード以外のバードストライクを防止する効果の高い風力発電装置への機種変更を行うように事業者を誘導する方向性を示す必要がある。	機種については、個別に事業者において検討されるものと考えています。
19	風車の大型化により、基数を減らしたとしても、1基当たりの影響面性は大きくなるため、バードストライク、バットストライク、昆虫などの衝突死が軽減されるとは思われない。そのため、合理化すること是不適切である。	リプレースにあたって、鳥類等への必要な調査を行った上で、環境保全措置が検討されることが重要であると考えています。本ガイドラインにおいては、衝突調査により鳥類等への影響を把握することを基本とし、必要な場合の生息状況調査の実施や、重要種の衝突事例があった場合の必要な調査の実施等について記載しています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
20	<p>ガイドライン p14において、「環境保全措置を検討した場合には、必要な事後調査を実施する。」となっているが、環境保全措置を検討したら必ず事後調査が必要になるというのではなく、予測の不確実性の程度が大きい等の場合に実施する旨の説明を加えるべき。また、予測の後に環境保全措置の検討があるが、本来、環境保全措置の検討が先にあつて、その環境保全措置の効果について予測・評価するものであり、手順が逆になっているのではないか。</p>	<p>御意見の部分については、「必要な」事後調査を行うものとしています。また、動植物への影響については、調査・予測を行った後に環境保全措置を検討することも通常行われていると承知しています。</p>
21	<p>「鳥類等」とあるのは「鳥類・コウモリ類」とすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正しました。</p>
22	<p>死骸調査については、鳥類に関しては「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年 1 月、環境省自然環境局野生生物課）コウモリ類に関しては「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン」（平成 29 年 12 月、コウモリの会風力発電ワーキンググループ）を参考にして実施すること。</p> <p>死骸調査方法について、コウモリ類の死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっているため「2 回/週」とするなど、コウモリ類の死骸調査の調査間隔を見直すこと。</p>	<p>本ガイドラインでは、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づき調査手法の例を示したものです。なお、調査間隔や時期については、生息する種の特徴や地域の状況に応じて検討する必要があることを記載しています。</p>
23	<p>コウモリ類に関する調査・予測・評価の手法についても記載すべき。図 5 のフローに沿った手順では（p.15）、鳥類のセンシティブティマップを基にしており、コウモリ類について考慮されていない。コウモリ類についても影響を把握し必要な措置を検討できるように調査、予測、評価手法を記載すべき。</p>	<p>「鳥類等」にコウモリ類が含まれることを明示しました。また、重要種の衝突が確認された場合には、検討に必要な情報がない場合、必要な現地調査を実施するとしています。</p>
24	<p>コウモリ類の調査として、センシティブティマップにある「コウモリ洞分布」および「コウモリ生息情報」等のコウモリ類の重要生息地を追加すること。</p> <p>図 5 のフロー図において、センシティブティマップのコウモリ類の重要生息地を踏まえコウモリ類の調査として、バットストライクハイリスク種（ヒナコウモリ属、ヤマコウモリ属、アブラコウモリ属、クビワコウモリ属、ユビナガコウモリ属、ホオヒゲコウモリ属、オヒキコウモリ）属を追加すること。</p>	<p>本ガイドラインでは、鳥類等に関する影響の調査については、p13 の《環境影響評価のポイント》に記載したように、衝突調査を実施することを基本としています。その上で、重要種の衝突が確認された場合には、検討に必要な情報がない場合、必要な現地調査を実施するとしています。</p>
25	<p>動物についても「(6) 植物」の手法と同様とし、湿地、洞窟、森林、湧水地、露岩地等の特に重要な自然環境のまとまりの場等の保全対象の存在状況を確認すること。</p>	<p>本ガイドラインにおいて、森林については植物の項目の調査の中で必要な情報を把握し、それらの情報を動物に係る予測評価等に活用するように記載しています。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
26	特に重要な自然環境のまとまりの場が改変区域内になくとも周辺区域に重要な動物の生息地や生態系がある場合、移動性の分断のおそれがある。現在の案では不適切であり、認められない。	リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能であること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図ることが可能であると考えています。また、本ガイドラインにおいては、調査及び予測結果に基づき、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討すること等についても記載しています。
27	海外では「風力発電所の天敵効果」の研究もあり、猛禽類が捕食するトカゲの個体数の増加などが起こっている。一概に「生態系への影響はない」と決めつけるのはいかがなものか。	生態系については上位性である鳥類について調査を行い、その結果に基づき環境保全措置を実施し、環境影響の回避・低減を図ることが重要であると考えております。
28	地方公共団体向けにガイドラインの説明会を開催すること等により、積極的な情報の共有を図ること。	地方公共団体には様々な機会を通じて情報の共有を行うこととしています。
29	周囲の風力発電施設との累積的影響を重視した環境アセスメントを実施すべき。	累積的な影響については、リプレース事業に限らず必要な検討を行うべきものと考えており、本ガイドラインには記載していません。